

# 入院における食事療養費の改訂について(令和7年4月1日～)

厚生労働省において入院費食事療養費の見直しが行われ、下記のとおり変更となりました。

70歳未満	70歳以上	1食あたりの標準負担額	(参考) R7.3.31まで
一般(下記以外)	一般(下記以外)	510円	490円
住民税非課税世帯	住民税非課税世帯 (区分Ⅱ)	過去1年間の入院日数が 90日以内	240円
		90日超え	190円
—	住民税非課税世帯 (区分Ⅰ)	110円	110円

※詳細は厚生労働省HPにてご確認下さい。

以上、価格の見直しは厚生労働省通知により、全国の医療機関共通となっております。

ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。